

## ○国家公務員宿舎法第4条第2項宿舎の設置計画に関する事務について

〔平成14年7月23日〕  
財理第2814号

改正 平成18年 3月31日財理第1335号  
同18年12月25日 同第5117号  
同22年 3月31日 同第1414号  
同25年 4月 1日 同第1627号  
同27年 3月 3日 同第1007号  
同27年 9月10日 同第3840号  
同29年 6月26日 同第2169号  
令和元年 7月 5日 同第2378号  
同 2年 4月24日 同第1462号  
同 2年12月18日 同第4098号  
同 4年 3月22日 同第1166号  
同 6年 4月25日 同第1286号

財務省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

省庁別宿舎（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第4条第2項の規定に基づき設置する省庁別宿舎をいう。）に係る毎会計年度の宿舎設置計画に関する事務については、下記事項に留意の上、処理されたい。

### 記

#### 第1 省庁別宿舎の掲上要求等

##### 1 省庁別宿舎の現況把握等

財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）は、省庁別宿舎に関する現況等について、以下の資料により、適切な把握に努めるものとする。

- (1) 国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第31条に基づき送付を受ける宿舎事情の報告
- (2) 昭和59年8月27日付蔵理第2992号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達別紙第2に基づく省庁別宿舎の状況及び第3に基づく省庁別宿舎の貸与状況

##### 2 省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書の審査手順

(1) 省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書の送付

理財局長は、各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長（以下「総括部局長」という。）から、省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書（以下「掲上要求予定調書」という。）の提出があった場合は、その写しを速やかに財務局長等あて送付するものとする。

(2) 掲上要求予定調書の審査

財務局長等は、掲上要求予定調書の提出があった事案（以下「掲上要求予定事案」という。）の適否について、以下の点に留意し審査するものとする。

- ① 省庁別宿舎の設置を予定している市町村について、令和4年3月22日付財理第1163号「国家公務員宿舎の市町村ごとの需要と供給の状況に応じた対応等について」通達（以下「宿舎の需給通達」という。）に基づき把握した需要と供給の状況や改善に向けた対応の方向性と整合的かどうか確認を行うものとする。
- ② 国家公務員宿舎全体の有効活用の観点から、合同宿舎（宿舎法第5条に規定する合同宿舎をいう。以下同じ。）及び省庁別宿舎の貸与状況等を踏まえ、宿舎を必要とする官署の通勤圏内に所在する他の国家公務員宿舎の活用の可否について検討を行うものとする。
- ③ 他に活用できる国家公務員宿舎がない場合には、掲上要求予定事案の内容について、原則として現地確認を行い、現地確認結果等を踏まえ、現地機関ならではの視点で設置の必要性、緊急性の審査を行うものとする。
- ④ 現在地において建て替える場合又は敷地を購入若しくは借受し設置する場合において、敷地の形状や敷地が所在する地域の実情等を踏まえ、土地の有効利用が図られているか確認するものとする。
- ⑤ 民間施設を借受けする場合と建設、建替え、模様替等（以下「建設等」という。）により国が保有する場合のコスト比較については、各省各庁が実施した比較結果を徴取し、経済合理性の検証内容を確認するものとする。
- ⑥ 設置を予定している省庁別宿舎について、当該省庁別宿舎を使用する官署に係る宿舎法第6条第2項に基づく調整が行われている場合は、それらとの整合性が図られているか確認するものとする。
- ⑦ 「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成26年6月24日閣議決定)において「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る」とされたことを踏まえ、地域における国公有財産の最適利用について調整・検討を行っているものは、その内容との整合性を確認するものとする。

(3) 審査調書及び意見書の提出

財務局長等は、上記(2)の審査内容を踏まえ、別紙様式1を作成し、関係資料を添付して、9月15日までに理財局長あて提出するものとする。

なお、別紙様式 1 の作成に当たっては、指摘又は問題提起を行った事項について具体的に記載することに留意すること。

### 3 審査結果の通知

理財局長は、掲上要求予定事案について、財務局長等の審査及び意見を基に、関係省庁及び財政当局と所要の調整を行い、財務局長等あて審査結果を通知する。

なお、審査は次の区分により行う。

A：設置を行う必要が認められるもの

B：設置を行う必要は認められるが、確定すべき要件を満たしていないもの

C：設置を行う必要が認められないもの

D：設置の必要性について、引き続き検討を行うべきもの

### 4 宿舎設置計画の策定等に関する事務

#### (1) 宿舎設置計画掲上要求書の審査

宿舎設置計画の策定に当たっては、現地の実情を把握する必要があるため、財務局長等は、各官署より宿舎設置計画掲上要求に係る関係資料が提出され次第、その適否について十分審査の上、別紙様式 2 により意見書を作成し、前年度の 2 月 20 日までに理財局長あて提出するものとする。

#### (2) 審査事務上の留意事項

財務局長等は、宿舎設置計画掲上要求書の審査及び設置計画の変更に関する事務の処理に当たっては、各省各庁の官房長等に通知した平成 14 年 7 月 23 日付財理第 2814 号「宿舎設置計画掲上要求書等の提出について」通達（以下「別添通達」という。）及び次の事項に留意し、十分な審査・検討を行うこととする。

① 宿舎の設置に当たっては、宿舎の設置場所、必要性等からみて真にやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

また、宿舎の設置に当たっては、建替計画についても十分精査し、将来、戸建宿舎だけが残らないよう、集約化について指導する。

② 独身者用 a 型宿舎及び単身赴任者用 b 型宿舎については、世帯者用宿舎への転用が困難であることから、宿舎の需給通達に基づき当該宿舎の需要と供給の状況を的確に把握した上で、将来的な需要が安定して認められることを前提として要求するよう指導する。

③ 設置予定地域における合同宿舎又は他官署省庁別宿舎に未入居（貸与）宿舎がある場合は、それらを活用するよう調整する。

また、建築年次等により不要と見込まれる宿舎については、財務局長等と調整の上、宿舎の需給通達記第 1 に規定する改修留保宿舎への判定の変更について検討を行うよう指導する。

- ④ 借受け（継続借受を含む。）の方法による宿舎の設置については、掲上要求を行う官署に未入居（貸与）宿舎がある場合、又は設置予定地域の合同宿舎若しくは他官署省庁別宿舎に未入居（貸与）宿舎がある場合においては、当該未入居（貸与）宿舎を活用した上で、なお借受けの方法による設置が真に必要なときにのみ、掲上要求を行うよう指導する。

また、借受宿舎において設置計画年度内に入居見込みが立たない宿舎については、原則、速やかに借受解消を行い、宿舎廃止及び宿舎設置計画の変更を行うよう指導する。

- ⑤ 規則第6条第2項に定める規格のうち、e型宿舎の新規設置については、掲上要求を行わないものとし、d型宿舎の新規設置については、真に必要な性が認められるものに限り掲上要求を行うものとする。
- ⑥ 宿舎敷地を購入又は借受けしようとする場合において、活用可能な国有地がある場合には、これを活用（有償所管換等）するよう調整する。
- ⑦ 現在地における建替えを行う場合又は宿舎敷地を購入若しくは借受けする場合には、法定容積率に対する利用率等を指標として、当該敷地の形状や当該敷地が所在する地域の実情等を踏まえ、最大限土地の有効利用が図られているか精査し、必要最小限度の敷地規模となるよう指導する。
- ⑧ 土地のみを購入する場合は、翌年度以降に宿舎が設置されることから、前倒しで行う必要性について十分精査する。

(3) 宿舎設置計画の追加の手続

理財局長は、各省各庁の総括部局長から、別添通達第1の7に基づく掲上要求予定調書の提出があった場合は、上記2に準じて財務局長等及び関係省庁と所要の調整を行い、財務局長等あて審査結果を通知する。

この場合、審査調書及び意見書の提出期日については、別途、掲上要求予定調書の送付に併せて理財局長が指示するものとする。

(4) 宿舎設置計画の変更に関する事務

国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令第6号）第6条第3項の規定による、宿舎設置計画の変更内容の報告については、昭和48年6月27日付蔵理第2786号「国家公務員宿舎事務処理実績の報告等について」通達記の1に定める様式により報告書を作成し、翌年度の5月31日までに財務大臣あて提出するものとする。

## 第2 中期的な施設の整備予定

### 1 中期的な施設の整備予定の的確な把握

財務局長等は、国有財産の有効活用を図るため、中期的な施設の整備予定を的確に把握し、施設整備の計画的かつ適正な実行を更に推進することとする。

## 2 中期整備予定事案の審査手順

財務局長等は、翌々年度以降3箇年に整備予定の事案（以下「中期整備予定事案」という。）について、宿舍の需給通達に基づき把握した需要と供給の状況を踏まえ、提出があった各省各庁の国有財産部局等の長（以下「関係部局長」という。）と調整を行い、その審査結果を別紙様式3に取りまとめ、毎年3月31日までに、関係部局長あて意見を表明するものとする。

## 3 翌々年度整備予定事案の審査手順

- (1) 財務局長等は、翌々年度に整備を必要としている省庁別宿舍の設置に該当する事案（以下「翌々年度整備予定事案」という。）について、宿舍の需給通達に基づき把握した需要と供給の状況を踏まえ、関係部局長と調整を行い、その審査結果を別紙様式1に取りまとめ、関係部局長から別添通達に基づいて提出された資料と併せて、毎年2月28日までに理財局長あて提出するものとする。
- (2) 理財局長は、財務局長等から提出のあった翌々年度整備予定事案について、財務局長等の審査及び意見を基に、関係省庁と所要の調整を行い毎年4月30日までに、財務局長等あてに審査意見の通知を行う。

## 4 審査の方法

財務局長等は、上記2及び3の審査に当たっては、上記第1の2の(2)の①から⑧に留意して審査するものとする。

なお、現地確認については、原則として翌々年度整備予定事案について行うこととするが、中期整備予定事案についても可能な限り現地を確認する。

## 第3 書面等の作成・提出等の方法

### 1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

### 2 電子メール等による提出等

- (1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
- (2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

別紙様式1

省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書に対する審査調書及び意見書(令和 年度予定分)

財務局等名

整理番号			構造・規格及び戸数	—	戸	棟数及び階層	棟	階	取得方法	土地 建物	
省庁名 (会計名)	維持管理機関 (官署名)										
現 地 確 認 結 果 を 踏 ま え た 検 討 内 容	審査項目	判定	判定理由								
	設置理由										
	地区宿舎事情との整合性 (地域の既設宿舎(未貸与)で対処できない理由)										
	代替施設活用可能性										
	位置・環境(法的制限等)										
	宿舎規格・戸数の整合性	区分	各省各庁要求 規格・戸数	財務局意見 規格・戸数		必要戸数	備考				
		老朽建替									
		借受解消									
		機構新設									
		増員									
機構統廃合											
その他											
合計											
敷地の規模	敷地面積	m <sup>2</sup>	法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容		建物の建設が不可能な部分の有無及び内容						
	建物延床面積	m <sup>2</sup>									
	建物の容積率	%									
	法定容積率	%	合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容		その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容						
	利用率	%									
	都市計画に定められた地域区域										
	土地の利用状況の評価その他の判定理由										
	取得等の方法及び見通し										

既存宿舎の状況

老朽度 (築年数)		年
耐震性能 評価値		

コスト比較

保有	億円
賃借	億円
差額	億円
備考	

総合意見

判定	

## 作成要領

- 1 「構造・規格及び戸数」、「棟数及び階層」、「取得方法」欄は、理財局長から送付された「掲上要求予定調書及び添付書類」から転記する。
- 2 「現地確認結果を踏まえた検討内容」欄は、各審査項目について、現地確認結果等を踏まえ、本文第1の2の(2)に基づき審査を行い、次により記載する。
  - (1) 「判定」欄は、審査した結果、適当と認める場合は「○」を、不適当と認める場合は「×」を記載する。
  - (2) 「判定理由」欄は、審査の結果その判定をするに至った理由を具体的に記載する。
  - (3) 「代替施設活用可能性」欄は、廃止宿舍の再活用や、活用可能な他の国有地の有無等について検討した内容を記載する。
  - (4) 「宿舍規格・戸数の整合性」に関する「判定理由」欄は、
    - ① 「各省各庁要求」欄の区分は、次の要求区分によるものとし該当する規格及び戸数を記載する。
      - イ 老朽建替：老朽に伴い宿舍を建て替える場合
      - ロ 借受解消：宿舍を設置することで借受宿舍を解消する場合
      - ハ 機構新設：機構新設に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
      - ニ 増員：新たに定員要求を行うことに伴い、宿舍の設置が必要となる場合
      - ホ 機構統廃合：機構統廃合に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
      - ヘ その他：上記以外の理由により、宿舍の設置が必要となる場合
    - ② 「財務局意見」欄の「規格・戸数」の各項目は次により記載する。
      - イ 「規格・戸数」欄には、宿舍設置の必要が認められる（「総合意見」欄にて「A判定」となる）規格・戸数を記載する。
      - ロ 「必要戸数」欄には、必要戸数の付替えに係る調整が完了しているか否か（完了している場合は「○」、完了していない場合は「×」）を記載する。
      - ハ 「備考」欄には、次のことを記載する。
        - i 宿舍設置の必要が認められないもの（総合意見欄にて「A判定」以外のもの）は、その規格・戸数及びその理由を記載する。
        - ii 建替えである場合は、建替宿舍の名称、構造、規格、戸数、建設年次、敷地面積、その他必要事項を記載する。
        - iii 上記ii以外の場合は、その必要とする理由を記載するとともに、未入居（貸与）宿舍の利用の可否等、その他必要事項を記載する。
        - iv 有料・無料の別、単独宿舍の適否等所要の事項を記載する。
        - v 広域建替要求の廃止予定宿舍が自局の所管する区域内にある場合は、当該宿舍を廃止することに関する所見を記載する。
  - (5) 「敷地の規模」に関する「判定理由」欄の各項目は次により記載する。なお、建物のみを借受けにより設置する場合には、記入不要とする。
    - ① 「建物の容積率」欄には、当該宿舍の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。
    - ② 「法定容積率」欄には、当該宿舍の敷地に関して、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計画」という。）において定められた容積率を記載する。また、「利用率」欄には、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。
    - ③ 「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該宿舍の敷地に関して都市計画に定められた都市計画法第8条第1項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。
    - ④ 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容」欄には、建

築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項に規定する前面道路の幅員による制限、同法第55条に規定する高さ制限等の宿舍を建設する場合に法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。

- ⑤ 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑥ 「合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容」欄には、積雪地における雪捨て場等合理的な理由により、宿舍敷地の一部として一定の目的のために建物を建築しない部分として確保する必要がある部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑦ 「その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容」欄には、敷地周辺建物との調和を図る必要性等の当該敷地を有効利用する場合の制約となる事項の有無及び有の場合には、その内容を具体的に記載する。
- ⑧ 「土地の利用状況の評価その他の判定理由」欄には、法定容積率に対する利用率等を指標として、土地が有効利用されているかの評価及びそれを踏まえた敷地の規模の適否のほか、敷地面積の削減等更なる有効利用の方策が考えられる場合には、その内容を記載する。

3 「既存宿舍の状況」欄は、理財局長から送付された「掲上要求予定調書及び添付書類」から転記する。

4 「コスト比較」欄は、別添通達に基づき各省各庁の総括部局長より提出された別紙様式1のコスト比較欄に記載されている建設等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストについて、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額等を、その内容を確認の上、記載する。

5 「総合意見」欄は、これまでの検討を踏まえて、調整を要すると認められるものはその旨とその内容を記載するとともに、また宿舍設置に関する意見を記載する。

なお、「判定」には、該当する判定をすべて記載するものとし、「総合意見」欄にそれぞれの判定ごとの規格・戸数を記載する。

「A」・・・設置の必要が認められるもの

「B」・・・設置の必要は認められるが、確定すべき要件（設置内容の見直し、他の機関との調整等）を満たしていないもの

「C」・・・設置の必要が認められないもの

「D」・・・設置の必要性について引き続き検討を行うべきもの

別紙様式2

省庁別宿舎の設置計画掲上要求に対する審査調書及び意見書

財務局等名

整理番号			構造・規格及び戸数	—	戸	棟数及び階層	棟	階	取得方法	土地 建物	
省庁名 (会計名)	維持管理機関 (官署名)										
現 地 確 認 結 果 を 踏 ま え た 検 討 内 容	審 査 項 目	判定	判定理由								
	設 置 理 由										
	地 区 宿 舎 事 情 と の 整 合 性 (地域の既設宿舎(未貸与)で対処できない理由)										
	代 替 施 設 活 用 可 能 性										
	位 置 ・ 環 境 ( 法 的 制 限 等 )										
	宿 舎 規 格 ・ 戸 数 の 整 合 性	区分	各省各庁要求 規格・戸数	財務局意見							
				規格・戸数	必要戸数	備考					
				老朽建替							
				借受解消							
				機構新設							
増員											
機構統廃合											
その他											
合計											
敷 地 の 規 模	敷地面積	m <sup>2</sup>	法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容			建物の建設が不可能な部分の有無及び内容					
	建物延床面積	m <sup>2</sup>									
	建物の容積率	%									
	法定容積率	%	合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容			その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容					
	利用率	%									
	都市計画に定められた地域区域										
取 得 等 の 方 法 及 び 見 通 し		土地の利用状況の評価その他の判定理由									

既存宿舎の状況

老 朽 度 (築年数)	
	年
耐震性能 評価値	

コスト比較

保有	億円
賃借	億円
差額	億円
備考	

総合意見

判定	
----	--

## 作成要領

- 1 「現地確認結果を踏まえた検討内容」欄は、各審査項目について、次により記載する。
  - (1) 「判定」欄は、審査した結果、適当と認める場合は「○」を、不適当と認める場合は「×」を記載する。
  - (2) 「判定理由」欄は、審査の結果その判定をするに至った理由を具体的に記載する。
  - (3) 「代替施設活用可能性」欄は、廃止宿舍の再活用や、活用可能な他の国有地の有無等について検討した内容を記載する。
  - (4) 「宿舍規格・戸数の整合性」に関する「判定理由」欄は、
    - ① 「各省各庁要求」欄の区分は、次の要求区分によるものとし該当する規格及び戸数を記載する。
      - イ 老朽建替：老朽に伴い宿舍を建て替える場合
      - ロ 借受解消：宿舍を設置することで借受宿舍を解消する場合
      - ハ 機構新設：機構新設に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
      - ニ 増員：新たに定員要求を行うことに伴い、宿舍の設置が必要となる場合
      - ホ 機構統廃合：機構統廃合に伴い、宿舍の設置が必要となる場合
      - ヘ その他：上記以外の理由により、宿舍の設置が必要となる場合
    - ② 「財務局意見」欄の「規格・戸数」の各項目は次により記載する。
      - イ 「規格・戸数」欄には、宿舍設置の必要が認められる（「総合意見」欄にて「A判定」となる）規格・戸数を記載する。
      - ロ 「必要戸数」欄には、必要戸数の付替えに係る調整が完了しているか否か（完了している場合は「○」、完了していない場合は「×」）を記載する。
      - ハ 「備考」欄には、次のことを記載する。
        - i 宿舍設置の必要が認められないもの（総合意見欄にて「A判定」以外のもの）は、その規格・戸数及びその理由を記載する。
        - ii 建替えである場合は、建替宿舍の名称、構造、規格、戸数、建設年次、敷地面積、その他必要事項を記載する。
        - iii 上記 ii 以外の場合は、その必要とする理由を記載するとともに、未入居（貸与）宿舍の利用の可否等、その他必要事項を記載する。
        - iv 有料・無料の別、単独宿舍の適否等所要の事項を記載する。
        - v 広域建替要求の廃止予定宿舍が自局の所管する区域内にある場合は、当該宿舍を廃止することに関する所見を記載する。
  - (5) 「敷地の規模」に関する「判定理由」欄の各項目は次により記載する。なお、建物のみを借受けにより設置する場合については、記入不要とする。
    - ① 「建物の容積率」欄には、当該宿舍の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。
    - ② 「法定容積率」欄には、当該宿舍の敷地に関して、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計画」という。）において定められた容積率を記載する。また、「利用率」欄には、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。
    - ③ 「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該宿舍の敷地に関して都市計画に定められた都市計画法第8条第1項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。
    - ④ 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容」欄には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項に規定する前面道路の幅員による制限、同法第55条に規定する高さ制限等の宿舍を建設する場合に法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率

にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。

- ⑤ 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑥ 「合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容」欄には、積雪地における雪捨て場等合理的な理由により、宿舍敷地の一部として一定の目的のために建物を建築しない部分として確保する必要がある部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
- ⑦ 「その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容」欄には、敷地周辺建物との調和を図る必要性等の当該敷地を有効利用する場合の制約となる事項の有無及び有の場合には、その内容を具体的に記載する。
- ⑧ 「土地の利用状況の評価その他の判定理由」欄には、法定容積率に対する利用率等を指標として、土地が有効利用されているかの評価及びそれを踏まえた敷地の規模の適否のほか、敷地面積の削減等更なる有効利用の方策が考えられる場合には、その内容を記載する。

2 「総合意見」欄は、これまでの検討を踏まえて、調整を要すると認められるものはその旨とその内容を記載するとともに、また宿舍設置に関する意見を記載する。

また、掲上要求予定事案のうち財務局及び理財局の判定が「A」の事案については、掲上要求予定調書の提出時から要求内容に変更がない場合は、「省略」と記載する。

なお、「判定」には、以下の「A」～「D」の判定のうち該当する判定をすべて記載するものとし、「総合意見」欄にそれぞれの判定ごとの規格・戸数を記載する。

「A」・・・設置の必要が認められるもの

「B」・・・設置の必要は認められるが、確定すべき要件（設置内容の見直し、他の機関との調整等）を満たしていないもの

「C」・・・設置の必要が認められないもの

「D」・・・設置の必要性について引き続き検討を行うべきもの

中期整備予定調書（令和 年度予定分）

部局名 (会計名)	整備計画								現有施設						財務省 (財務局) 意見	
	所在地 (口座名)	市区町村 コード	取得方法及び その見通し	土地		営繕計画			整備理由	所在地 (口座名)	市区町村 コード	土地	建物			施設整備 後の処理 計画
				面積	用途地域 建蔽率 容積率	構造 階数	建面積 延面積	工期				所有区分 面積	所有区分 構造 階数	建面積 延面積		

(備考)本調書には、位置図・配置図(土地の利用計画を明らかにしたもの)など、整備概要が把握できる資料を添付する。

## 作成要領

- 1 別添通達に基づいて各省各庁の部局長から送付された「中期整備予定調書」に係る審査を行う。
- 2 「財務省（財務局）意見」欄は、本文第1の2の(2)の省庁別宿舍の設置計画掲上要求予定調書の審査における留意点を踏まえた審査結果を総合的に勘案し、必要な意見を簡記する。

なお、別添通達第2の2の(1)に該当する翌々年度整備予定事案については、「本事案に係る審査意見については、理財局長から各省各庁の総括部局長あてに別途通知する。」旨を「財務省（財務局）意見」欄に記載する。

(別添)

宿舎設置計画掲上要求書等の提出について

〔平成 14 年 7 月 23 日  
財理第 2 8 1 4 号〕

改正 平成18年 3月31日財理第1335号  
同18年12月25日 同第5117号  
同22年 3月31日 同第1414号  
同25年 4月 1日 同第1627号  
同27年 3月 3日 同第1007号  
同29年 6月26日 同第2169号  
令和元年 7月 5日 同第2378号  
同 2年 4月24日 同第1462号  
同 2年12月18日 同第4098号  
同 4年 3月22日 同第1166号  
同 6年 4月25日 同第1286号

財務省理財局長から各省各庁官房長等宛

省庁別宿舎（国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「宿舎法」という。）第 4 条第 2 項に基づき設置する省庁別宿舎をいう。）については、あらかじめ設置の予定を的確に把握の上、国家公務員宿舎財産の有効活用を図る見地からその内容を検討し、所要の調整を行う必要があるため、省庁別宿舎の設置計画に関する取扱いを下記のとおり定めたから、通知する。

記

第 1 省庁別宿舎の掲上要求の調整

1 宿舎状況の適切な把握

各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長（以下「総括部局長」という。）は、国家公務員宿舎財産の有効活用を促進するため、維持及び管理を行う省庁別宿舎の状況を適時適切に把握するものとする。

2 省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書の提出

(1) 掲上要求予定調書の提出期限

各省各庁の総括部局長は、翌年度に省庁別宿舎の設置（宿舎法第9条に規定する建設（土地を宅地に造成することを含む。）、購入、交換、寄附、転用及び借受けの方法により宿舎を設置する場合をいう。）を予定しているものについて、別紙「宿舎設置計画掲上要求書等について」に留意の上、別紙様式1により省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書（以下「掲上要求予定調書」という。）を作成し、毎年8月20日までに理財局長あて4部提出するものとする。

ただし、省庁別宿舎の設置に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき事業を実施しようとする場合において、当該事業実施に係る予算要求前に実施方針を公表しようとするときは、公表前に遅滞なく掲上要求予定調書を提出するものとする。

なお、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第5条の規定に基づく特定国有財産整備計画の実施により取得を予定する国有財産の所管換又は所属替等の場合は、掲上要求予定調書の作成は不要とする。

(2) 掲上要求予定調書に添付する資料

掲上要求予定調書の提出に当たっては、別紙「宿舎設置計画掲上要求書等について」の別添「掲上要求予定調書及び掲上要求書の添付資料等」に基づき関係資料を添付するものとするが、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局から、その他必要な資料について提出の依頼等があった場合には、適切に対応する。

(3) 本省協議

各省各庁の長は、上記(1)又は(2)により難しい事情がある場合には、あらかじめ理財局と協議し、その指示に従い適切に対応するものとする。

3 掲上要求予定調書の提出に当たっての留意事項

(1) 各省各庁の総括部局長は、掲上要求予定調書（上記2の(2)に定める添付する資料を含む。）の作成及び提出に当たっては、当該設置に必要な経費の予算要求との整合性を確保するものとする。

(2) 各省各庁の総括部局長は、国家公務員宿舎全体の有効活用の観点から、省庁別宿舎の貸与状況等を踏まえ、宿舎を必要とする官署の通勤圏内に所在する他の国家公務員宿舎の活用の可否について検討を行った上、真に設置が必要と認められるものについてのみ掲上要求予定調書を提出するものとする。

(3) 各省各庁の総括部局長は、設置を予定している省庁別宿舎について、現在地において建て替える場合又は敷地を購入若しくは借受け設置する場合において、敷地の形状や敷地が所在する地域の実情等を踏まえ、土地の有効利用に努めるものとする。

(4) 各省各庁の総括部局長は、設置を予定している省庁別宿舎について、民間施設を借受けする場合と建設、建替え、模様替等（以下「建設等」という。）により国が保

有する場合のコスト比較を実施し、経済合理性を検証するものとする。

- (5) 各省各庁の総括部局長は、設置を予定している省庁別宿舎について、当該省庁別宿舎を使用する官署に係る宿舎法第6条第2項に基づく調整が行われていないか確認し、それらとの整合性を確保するものとする。
- (6) 各省各庁の総括部局長は、設置を予定している省庁別宿舎について、下記第2の2の翌々年度整備予定事案において理財局長の審査意見が付されている場合には、当該審査意見を踏まえた上で掲上要求予定調書を作成するものとする。

#### 4 審査結果の通知

理財局長は、掲上要求予定調書の提出があった事案（以下「掲上要求予定事案」という。）について、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の審査及び意見を基に、関係省庁及び財政当局と所要の調整を行い、関係省庁の総括部局長あて審査結果を通知する。

なお、審査は次の区分により行う。

- A：設置を行う必要が認められるもの
- B：設置を行う必要は認められるが、確定すべき要件を満たしていないもの
- C：設置を行う必要が認められないもの
- D：設置の必要性について、引き続き検討を行うべきもの

#### 5 審査参考資料の提出

各省各庁の国有財産部局長等の長（以下「部局長」という。）は、掲上要求予定事案について、各省各庁の総括部局長と調整した上で、別紙様式2及び別紙様式3を作成し、前年度の1月31日までに設置予定地を管轄する財務局長等あて提出するものとする。

#### 6 宿舎設置計画掲上要求書の提出

各省各庁の総括部局長は、掲上要求予定事案について、上記4で理財局長から通知された審査結果及び翌年度政府予算案を踏まえ、宿舎設置計画掲上要求書を取りまとめ、法令の規定に基づくほか、別紙「宿舎設置計画掲上要求書等について」に留意の上作成し、毎年2月20日までに理財局長あて提出するものとする。

#### 7 宿舎設置計画の追加

- (1) 各省各庁の総括部局長は、宿舎法第8条の2第2項の規定により通知した宿舎設置計画の策定後に生じた事情により、新たに省庁別宿舎の設置を行う必要が生じたことにより、当該計画の追加を行う必要がある場合には、速やかに上記2の(1)及び(2)並びに3に準じて掲上要求予定調書を作成し、理財局長あて4部提出するものとする。

特に、補正予算、予備費又は予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令 165 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき支出負担行為の実施計画を定めることが必要な経費により設置を行う場合において、財政当局へ設置の内容を説明したときは、速やかに、理財局長へ掲上要求予定調書を提出するものとする。

- (2) 理財局長は、上記(1)により追加の掲上要求予定調書が提出された事案について、財務局長等の審査及び意見を基に、関係省庁及び財政当局と所要の調整を行い、上記 4 に準じて関係省庁の総括部局長あて審査結果を通知する。
- (3) 各省各庁の総括部局長は、上記(2)により理財局長より通知された審査結果及び予算措置状況等を踏まえ、昭和 44 年 10 月 24 日付蔵理第 4563 号「宿舎設置計画の変更の取扱いについて」通達に基づき、財務局長等あて設置計画変更要求書を提出するものとする。

## 第 2 中期的な施設の整備予定の的確な把握

各省各庁の部局長は、国有財産の有効活用を図るため、中期的な施設の整備予定を的確に把握し、新たな省庁別宿舎の設置を行う場合、以下のとおり取りまとめを行うものとする。

### 1 中期整備予定事案

各省各庁の部局長は、翌々年度以降 3 箇年に整備予定の事案については、上記第 1 の 3 及び令和 4 年 3 月 22 日付財理第 1163 号「国家公務員宿舎の市町村ごとの需要と供給の状況に応じた対応等について」通達（以下「宿舎の需給通達」という。）に基づき把握した需要と供給の状況を踏まえ、別紙様式 4 に取りまとめ、毎年 11 月 30 日までに、当該地域を管轄する財務局長等あて 2 部提出するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、下記 2 も含めて記載する。

### 2 翌々年度整備予定事案

- (1) 各省各庁の部局長は、翌々年度に整備を予定している省庁別宿舎の設置に該当する事案（以下「翌々年度整備予定事案」という。）について、宿舎の需給通達に基づき把握した需要と供給の状況を踏まえ、別紙様式 1 に取りまとめ、各省各庁の総括部局長と調整した上で、毎年 11 月 30 日までに、関係資料を添付の上、当該地域を管轄する財務局長等あて 2 部提出するものとする。
- (2) 理財局長は、各省各庁の部局長から財務局長等あてに送付があった翌々年度整備予定事案について、財務局長等の審査及び意見を基に、関係省庁と所要の調整を行い、毎年 4 月 30 日までに、各省各庁の総括部局長あて審査意見を通知する。

## 第 3 書面等の作成等・提出等の方法

### 1 電子ファイルによる作成等

本通達に基づき、作成等を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成等を行うことができる。

## 2 電子メール等による提出等

- (1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
- (2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

省庁別宿舎の設置計画掲上要求予定調書(令和 年度予定分)

法第4条第2項第 号の規定により設置すべき宿舎

令和 年 月提出

所轄財務局等	官 署	宿 舎 名	設 置 地	貸与を受けるべき 職員の官職 (職務の級)等	宿舎の 種 類	建 物					土 地			附 帯 施 設 等			コ ス ト 比 較		備 考		
						設置の 方 法	構 造 規 格	戸 数	平 方 メートル	金 額	設置の 方 法	容積率 /法定 容積率	平 方 メートル	金 額	施設等 の 内 容	設置の 方 法	数 量	金 額		保 有	億 円
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	
																			保有	億円	
																			賃借	億円	
																			差額	億円	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記載要領

- 1 本表は、財務局等ごとに別葉とする。
- 2 設置の方法欄には、転用の方法により設置する場合には、国家公務員宿舎法施行規則第5条第2項に規定するその細分を記載する。
- 3 金額欄には、建設又は購入の方法により設置すべき宿舎については、設置のための所要金額、交換又は寄附の方法により設置すべき宿舎については、取得財産の価額、転用の方法により設置すべき宿舎については、当該転用をする財産の国有財産台帳価格、借受の方法により設置すべき宿舎については、当該年度の所要年額借料を記入する。

## 作成要領

- 1 「官署」欄について、同一敷地内に設置する2戸以上の建物に2官署以上の職員の入居が予定される場合には、個々の官署名を記載せず「〇〇市内〇〇官署」等として差しつかえない。
- 2 「設置地」欄には、できる限り詳細に設置場所を記載することとし、無料宿舎にあっては、官署所在地と宿舎設置地の位置を示す図画を添付すること。
- 3 無料宿舎にあっては、「貸与を受けるべき職員の官職（職務の級）等」欄に、無料の指定を受けている者の職種名を記載すること（国家公務員宿舎法施行令第9条第3号に該当するものを除く。）。
- 4 設置の方法が増築である場合の「規格」欄には、増築後の建物が該当する宿舎の規格を記載すること。
- 5 設置の方法が増築である場合の「戸数」欄には、戸数の増加とならないもの（居室等のみを増築する場合）は、被増築戸数を（ ）書きとし、宿舎戸数の増加となるもの（独身者用宿舎の居室を増築する場合又はRC宿舎の階層を増す場合等）と区別すること。
- 6 建物及び土地の「面積」は小数点以下第1位を四捨五入した整数を記載すること（数戸分まとめて記載する場合は、1戸毎に四捨五入したうえで算出する。）。  
また、独立物置を建物主屋と併せて設置する場合は、欄を2段に分け上段に独立物置面積を、下段に建物主屋面積を記載すること。
- 7 「土地」欄について、土地が既に宿舎敷地となっている場合は、「国有」又は「借受け」の別を、また、当該年度において宿舎敷地として確保する必要があるが未確定であるため年度当初に掲上できない場合は、「購入予定」、「借受予定」、「転用予定」等の別をそれぞれ「設置の方法」欄に記載すること。  
この場合面積及び金額の記入は要しない。
- 8 設置の方法が宅地造成であるものは、必ず「土地」欄に記載すること。  
この場合の「面積」は、（ ）書きとし、集計の際、購入の面積と合算しないよう特に注意する。
- 9 「附帯施設等」欄の「数量」は、施設等の内容のいかんにかかわらず一式と記載して差しつかえない。
- 10 「コスト比較」欄は、令和4年3月22日付財理第1164号「国家公務員宿舎の設置及び維持整備に関するコスト比較について」通達に準じて、建設等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストを算出し、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額を記載する。なお、比較の対象となる民間施設が存しないなどの場合は、備考欄にその旨を記載する。

別紙様式 2

令和 年度宿舎設置計画掲上要求概要

(単位：戸、㎡)

区分	新築	特別受借	模様替	増改築	一般受借	戸数計	土地購入	土地受借	土地計	備考

(注) 本表は、当該年度新規分について記入することとし、区分欄には事業特会、公共事業（恒久指定）、その他の恒久指定及び単年度指定別に作成し、各省の集計表を添付すること。

<態様別>

[新築]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別		構造別			規格別				
純増	建替え	世帯	独身	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[特別借受]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別		構造別			規格別				
純増	建替え	世帯	独身	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[増改築]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
純増	建替え	世帯	独身	公邸	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[模様替]

(単位：戸)

世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
世帯	独身	公邸	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[一般借受]

(単位：戸)

世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
世帯	独身	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e	

- (注) 1. 「独身」欄は、独身者に貸与している宿舎戸数(規格別の a 及び世帯転用型の計) を記載すること。  
 2. 単身赴任者用宿舎がある場合は、「世帯」欄に ( ) 内書で記載する。



## 作成要領

- 1 本表は、当該年度に設置を予定する宿舍（継続借受を含む。）について記載する。
- 2 「一件別調書番号」欄には、別紙「宿舍設置計画掲上要求書等について」の別添「掲上要求予定調書及び掲上要求書の添付資料等」の様式8の調書番号を記載する。  
なお、継続借受についての番号入力は不要とする。
- 3 「指定区分」欄は、法第4条第2項第1号の規定により設置するものは「1号該当」、法第4条第2項第2号の規定により設置するもののうち、平成12年12月25日付蔵理第4632号「国家公務員宿舍法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」通達に基づく指定（恒久的指定）を受けて設置するものは「2号恒久」、その他のものについては「2号単年度」と記載する。
- 4 「会計区分」欄は、「一般会計」又は「〇〇特別会計」と記載する。
- 5 「官署名」は最小単位のを記載し、複数官署の要求がある場合には「〇〇官署外」等と記載する。  
また、設置予定宿舍が独立行政法人の職員のために設置する宿舍の場合は、当該独立行政法人名を記載する。
- 6 「要求概要」欄については、以下のとおり記載する。
  - (1) 「設置地」欄には、都道府県名及び市区町村名まで記載する。
  - (2) 「要求理由」欄は、要求宿舍を設置するに当たっての主な理由を別表のリストより選択して記載する。  
なお、複数理由がある場合は戸数のうち大部分を占めるもの又は別表のリスト上位のものを選択して記載する。
  - (3) 「設置の方法」欄には、土地、建物それぞれについて、別表のリストより選択して記載する。  
なお、建物の設置について設置の方法が複数にまたがる場合は、設置の方法別に一事案とする（土地の設置が複数にまたがる場合は、別表のリストの中より「複数設置方法」を選択して記載する。）。
  - (4) 「敷地面積」欄には、要求宿舍を設置するために使用する敷地の面積を記載することとし（模様替及び建物のみ的一般借受については入力不要）、当該土地が一団地の一部の場合は全体面積の下に（ ）書きで使用面積を入力する。
  - (5) 「法定容積率に対する利用率」欄については、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率とする。
  - (6) 「整備に伴う廃止戸数」欄には、老朽建替により廃止する戸数のみを記載し広域建替により廃止する戸数は含めない。
- 7 「宿舍事情」欄には、概算要求に当たって根拠とした直近の宿舍事情を記載する。なお、直近の宿舍事情が記載できない場合は、直近の12月1日時点の官署ベースの宿舍事情を記載する。

## 別紙様式3別表

## 記載要領リスト

要求理由	設置の方法(建物)	設置の方法(土地)
老朽建替	建設 (新築)	購入
借受解消	建設 (増築)	交換
機構新設	建設 (改築)	寄附
増員	建設 (移築)	転用 (所管換)
機構統廃合	建設 (模様替)	転用 (所属替)
その他	購入	転用 (種別替)
—	交換	転用 (用途変更)
	寄附	民有地借受 (新規)
	転用 (所管換)	民有地借受 (継続)
	転用 (所属替)	公有地借受 (新規)
	転用 (種別替)	公有地借受 (継続)
	転用 (用途変更)	他省庁所管敷地 使用承認(新規)
	新規借受	他省庁所管敷地 使用承認(継続)
	継続借受	特別借受 (新規)
	新規 特別借受	特別借受 (継続)
	継続 特別借受	複数設置方法
	既設置計画済	

(注)「使用承認」は法第9条に定める設置の方法ではないが、事務処理上使用するものとする。

中期整備予定調書（令和 年度予定分）

部局名 (会計名)	整備計画									現有施設						財務省 (財務局) 意見	
	所在地 (口座名)	市区町村コード	取得方法及び その見通し	土地		営繕計画			整備理由	所在地 (口座名)	市区町村コード	土地		建物			施設整備 後の処理 計画
				面積	用途地域 建蔽率 容積率	構造 階数	建面積 延面積	工期				所有区分 面積	所有区分 構造 階数	建面積 延面積	築年次		

(備考)本調書には、位置図・配置図(土地の利用計画を明らかにしたもの)など、整備概要が把握できる資料を添付する。

## 作成要領

- 1 本表の作成に当たっては、表形式の変更は行つてはならない。
- 2 本表は設置予定年度ごとに作成すること。
- 3 各項目は以下に留意して記載すること。
  - (1) 「部局名（会計名）」欄は、取得後の国有財産管理部局を記載し（ ）書きで所属する会計名を記載する。  
なお、全部借受の場合も同様の取扱いとする。
  - (2) 「整備計画」欄について
    - ① 「所在地（口座名）」欄は、整備予定地の所在地を住居表示で記載することとし、番地まで記載する。口座名は、国有財産台帳記録時の口座名を記載する。  
なお、全部借受によるものは（ ）書きで官署名を記載する。
    - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。
    - ③ 「取得方法及びその見通し」欄は、購入、新築、交換、所管換等の事由を記載（複数掲げ上することも可）し、取得の見通しについては、その見通しを簡記することとする。特に、所管の異動を伴うもの、敷地購入するもの等については、相手方との折衝状況等について簡記する。
  - (3) 「土地」欄
    - ① 「面積」欄は、取得等しようとする土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。
    - ② 「用途地域、建蔽率・容積率」欄のうち、用途地域については都市計画で定められている用途地域及び地区等の内容を記載し、建蔽率、容積率については（ ）書きで建築基準法で定められている建蔽率及び容積率をそれぞれ記載する。
  - (4) 「営繕計画」欄
    - ① 「構造、階数」欄は、昭和59年8月27日付蔵理第2992号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達別紙第2に基づき作成する内容（構造、規格、戸数）を記載する。
    - ② 「建面積・延面積」欄は、取得等予定の建物の建築面積及び延床面積を記載する。  
なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。
    - ③ 「工期」欄は、建物の建築工期予定年度を記載する。
  - (5) 「整備理由」欄は、土地の取得等及び建物営繕計画を必要とする理由について、次の事由のうち該当するものを記載する。該当する事由がない場合は、適宜の表現により記載する。  
○建物老朽 ○建物狭あい ○位置・環境不適 ○都市計画 ○借受解消  
○設備不備・不適合 ○機構新設 ○機構改革 ○敷地狭あい ○移転要請  
○集約立体化 ○移転再配置
  - (6) 「現有施設」欄は、次に留意して記載する。
    - ① 「所在地（口座名）」欄は、都道府県、市区町村まで記載し、口座名は国有財産台帳に記載されている口座名を記載する。  
なお、全部借受によるものは口座名欄に（ ）書きでビル又はアパート名を記載する。
    - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。
  - (7) 「土地」欄
    - ① 「所有区分」欄は、次により記載する。
      - イ 現有施設が、その所属する部局の財産であるものは、「国自」と記載する。
      - ロ 使用承認を受けているものは、「国借」と記載し、相手方省庁名（会計名）を（ ）書きで記載する。
      - ハ 地方公共団体から借用しているものは、「公借」と記載し、相手方地方公共団体名を（ ）

書きで記載する。

ニ 国又は地方公共団体以外の者から借用しているものは、「民借」と記載し、相手方名を（ ）書きで記載する（民間人の場合は個人と記載する。）。

② 「面積」欄は、現有施設の土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。

(8) 「建物」欄

① 「構造、階数」欄は、昭和 59 年 8 月 27 日付蔵理第 2992 号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達別紙第 2 に基づき作成する内容（構造、規格、戸数）を記載する。

② 「建面積・延面積」欄は、現有建物の建築面積及び延床面積を記載する。

なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。

③ 「築年次」欄は、建物が数年次にわたって建築されているものについては、例えば「S40～45」と記載する。

(9) 「施設整備後の処理計画」欄は、新たな施設の取得等に伴う現有施設の利用計画又は処分計画等について簡記する。

なお、現有施設の土地を使用しての新たな庁舎等の取得等については、（現在地使用）と記載する。

（例）「売払（○年度）」

(10) 「財務省（財務局）意見」欄は、記載しない。

(別紙)

## 宿舎設置計画掲上要求書等について

### 1. 基本的考え方

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資する」ことを目的とした国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき設置しているが、宿舎の設置に当たっては、土地の有効活用、予算及び宿舎の効率的な使用を図りつつ、本目的の実現を図っていく。

### 2. 掲上要求に当たっての留意事項

#### (1) 財務局等との事前調整

宿舎の掲上要求に当たっては、あらかじめ設置予定地を所轄する財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局並びに財務事務所等（以下「財務局等」という。）を通じ、設置計画対象区域内の合同宿舎及び他の省庁別宿舎の活用について十分調整を行い、これら既設の宿舎で対応できない場合等真に必要な場合についてのみ要求を行うものとする。

#### (2) 需要の的確な把握等

- ① 宿舎の掲上要求に当たっては、当該省庁において、令和 4 年 3 月 22 日付財理第 1163 号「国家公務員宿舎の市町村ごとの需要と供給の状況に応じた対応等について」通達（以下「宿舎の需給通達」という。）に基づき、設置しようとする地域の必要戸数を的確に把握した上で、宿舎の貸与状況等の現状も踏まえつつ、省庁再編、官署の統廃合等の影響を含め今後の宿舎需要について可能な限り見込むものとする。
- ② 未入居（貸与）となっている宿舎については、未入居（貸与）となっている理由等その実態を的確に把握し、国有財産の有効活用の観点から、厳に未入居（貸与）宿舎の解消に努めるものとし、借受宿舎において当該年度内に入居見込みが立たない宿舎については、原則、借受解消を行い、宿舎廃止及び宿舎設置計画の変更を行うこと。また、建築年次等により不要となった宿舎については、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長と調整の上、宿舎の需給通達記第 1 に規定する改修留保宿舎への判定の変更について検討を行うものとする。

#### (3) 掲上要求に当たっての基本原則

- ① 宿舎の掲上要求は、宿舎の需給通達により設置しようとする地域の必要戸数を的確に把握した上で、老朽化による建替えや官署の新設、移転に伴う新規の設置を行う場合等、真に必要な場合にのみ行うものとする。

新規の設置については、官署の新設、移転及び統廃合並びに継続的な増員等が見込まれる場合又は前年度の 6 月 1 日現在の職員の住宅事情調査等から必要性が高いと認められる場合であって、他の宿舎の状況等を勘案の上、真にやむを得ないと認

められるときに限り行うものとする。

- ② 老朽・狭あいな鉄筋コンクリート造宿舎については、必要に応じ模様替等を行うことにより、その居住水準の向上を図った上で活用するなど、国有財産の有効活用に資する掲上要求につき検討するものとし、当該老朽・狭あい宿舎に係るその他の掲上要求は、この検討を経た上で真に必要な場合に限り行うものとする。
- ③ 現況が非効率と認められる宿舎については、その解消を図ることとし、これに伴い設置が必要となる宿舎については、掲上要求を行うものとする。
- ④ 借受け（継続借受を含む。）の方法による宿舎の設置については、当該官署に未入居（貸与）宿舎がある場合又は設置予定地域の合同宿舎若しくは他官署省庁別宿舎に未入居（貸与）宿舎がある場合においては、当該未入居（貸与）宿舎を活用した上でなお借受けの方法による設置が真に必要なときにのみ、掲上要求を行うものとする。

#### (4) 宿舎の形態等

- ① 宿舎の形態宿舎の設置は、集合住宅によることの原則をより徹底し、単独宿舎による場合は、集合化が不可能な場合等真にやむを得ない場合に限るものとするが、その場合でも、建物・敷地規模については必要最小限にとどめるものとする。

#### ② 宿舎の敷地

掲上要求に係る宿舎の敷地については、国有地を活用することを原則とし、当該土地の立地条件、形状、法令等の規制を勘案の上、法定容積率に対する利用率等を指標として、最大限土地の有効利用に努めるものとする。

なお、要求に当たっては、敷地を取得する緊急性が認められる場合及び掲上要求時までには敷地の確保が確実と見込まれる場合に限り、掲上要求を行うものとする。

(注) 敷地の利用計画等を明確にすること。

#### ③ 宿舎の規格

イ 世帯用宿舎の掲上要求は、一般的な居住水準の向上の状況及び規格別の宿舎状況を考慮の上行うものとする。

ロ 独身者用宿舎及び単身赴任者用宿舎に係る宿舎については、世帯者用宿舎への転用が困難であること、宿舎需要の変動が予想されることから、宿舎の需給通達に基づく当該宿舎の必要戸数の推移等を踏まえ、当該宿舎が大幅に不足しており、かつ、今後とも宿舎需要が安定的に認められることを前提として掲上要求するものとする。

ハ 独身者用宿舎については、原則としてワンルーム形式で掲上要求を行うものとする。

二 国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 6 条第 2 項に定める規格のうち、e 型宿舎の新規設置については、掲上要求を行わないものとし、d 型宿舎の新規設置については、真に必要な性が認められるものに限り掲上要求を

行うものとする。

### 3. その他

- (1) 震災等による被害防止に配慮し、高架又は高置水槽は、特殊な事情のある場合を除き設置しないものとする。
- (2) 建替えにより廃止した宿舎については、今後、宿舎敷地等として具体的な利用計画があるものを除き、早期に用途廃止を行うものとする。

### 4. 宿舎設置機関の指定の申請

掲上要求の対象となっている宿舎の設置が、法第4条第2項第1号に該当しない場合で、かつ、平成12年12月25日蔵理第4632号「国家公務員宿舎法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」において、法第4条第2項第2号に該当するものとして指定されていない場合には、宿舎設置計画掲上要求書（以下「掲上要求書」という。）提出に併せて、当該宿舎の設置が法第4条第2項第2号に該当するものとして財務大臣が指定することを求める旨の文書を提出するものとする。

### 5. 取得の協議等

宿舎設置に伴い次の協議等を要する場合には、昭和39年12月23日付蔵国有第1415号「国有財産法及び国家公務員宿舎法に相互に関連する事務手続の取扱いについて」通達に基づき、掲上要求書提出の際に併せて行うものとする。

#### (1) 宿舎を建設又は購入の方法で設置する場合

国有財産法（昭和23年法律第73号）第14条第1号又は第5号の規定による取得又は移築及び改築の協議

#### (2) 建替えのため用途廃止により宿舎を廃止する場合

法第13条の2第1号の規定による宿舎廃止の協議及び国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第5条第2項の規定による通知

(注) 廃止協議の調った宿舎のうち宿舎設置後等において財務局等に引継ぎ（所管換、所属替を含む。）することとなるものについては、速やかに引継ぎできるよう境界協議、測量、登記手続を実施するものとする。

### 6. 掲上要求書及び添付書類の記載要領等は別添のとおりとする。

(注) 掲上要求のない省庁（官署を含む。）にあっても提出を要する書類があることに留意する。

(別添) 掲上要求予定調書及び掲上要求書の添付資料等

## 1. 掲上要求予定調書及び掲上要求書の記載要領の補足

- (1) 未確定な土地の購入、借受け及びそれに関連する附帯施設等は掲上しないこととし、内容が具体化した時点において設置計画の変更として取り扱う。
- (2) 継続借受分については、個別に掲上する必要はなく、所轄財務局別に合計したものを掲上すること。
- (3) 新築、増築及び改築等の場合の工事金額については、建物（別紙1の工事範囲）と附帯施設等に区分してそれぞれの「金額」欄に記載すること。
- (4) 以上のほか、別紙2の注意事項に留意すること。

## 2. 掲上要求予定調書及び掲上要求書の添付資料

- (1) 次に掲げる資料のうち掲上要求予定調書には、①（様式1）、③（様式3）、⑦（様式7）、⑧（様式8）、⑪（様式11）及び⑫（様式12）を、掲上要求書には①から⑮までの資料を添付するものとする（様式は全て、日本産業規格A列4とする）。ただし、掲上要求書を提出する場合において、①（様式1）、③（様式3）、⑦（様式7）、⑧（様式8）、⑪（様式11）及び⑫（様式12）については、掲上要求予定調書に添付した資料と記載事項に変更がないときは、その添付を省略することができる。
  - ① 令和 年度宿舍設置計画掲上要求（予定調書）重点事項 様式1
  - ② 令和 年度宿舍設置計画掲上要求概要 様式2
  - ③ 令和 年度宿舍設置計画掲上要求（予定調書）説明表 様式3
  - ④ 法第4条第2項第 号の規定により設置（新築ほか）すべき宿舍 様式4
  - ⑤ 法第4条第2項第 号の規定により設置（借受け）すべき宿舍 様式5
  - ⑥ 附帯施設等価格算定調書 様式6
  - ⑦ 令和 年度宿舍設置計画掲上要求（予定調書）総括調書 様式7
  - ⑧ 令和 年度宿舍設置計画掲上要求（予定調書）一件別調書 様式8
  - ⑨ 模様替等宿舍一覧表 様式9
  - ⑩ 令和 年度法第4条第2項宿舍の継続借受状況調 様式10
  - ⑪ 宿舍の経年及び入居状況調書 様式11
  - ⑫ 未入居（貸与）宿舍の解消調書 様式12
  - ⑬ 廃止予定宿舍の跡地の利用計画集計表 様式13
  - ⑭ 廃止協議済宿舍の処理実績集計表 様式14
  - ⑮ 廃止協議済宿舍の一件別（処理実績）調書 様式15

(注) ⑪（様式11）及び⑫（様式12）については、掲上要求がない省庁（官署も含む。）においても提出を要する。
- (2) 掲上要求（敷地の確保が必要な場合を含む。）及び掲上要求に伴い廃止対象とする宿

舎については、位置図、案内図、建物配置図等を添付するものとする（図面は日本産業規格A列4（又はA列3）とする。）。

ただし、継続借受により設置する場合を除く。

- (注) 1 位置図は、最寄りの駅等交通機関からの位置関係を確認できるよう作成する。  
2 案内図は、周囲の土地の利用状況を確認できるよう作成する（住宅地図等）。  
3 掲上要求に係る建物配置図（利用計画図）には、次の事項を記載する。

- ① 敷地内に既設宿舎があるときは、各棟ごとの建築年次、構造、階数、規格等（廃止協議済宿舎であるときは、廃止協議年度及び取壊し予定年月）。  
② 建替え等のため取り壊すことが必要と認められる建物があるときは、当該建物の表示（点線により明示）  
③ 同一敷地内に将来設置予定の宿舎がある場合には、当該建物を表示するとともに、構造、階数、規格、戸数を記載する。  
④ 図面には該当財産を、次の色の枠線で明示すること。

- イ 掲上要求宿舎 ……………青  
ロ 廃止予定宿舎 ……………赤  
ハ 使用する敷地 ……………緑  
ニ 最寄りの駅 ……………黄

(注) 建物配置図には、参考資料として平面図を添付する（廃止予定宿舎については不要）。

- 4 上記のほか、添付図面作成様式、作成要領、記載例を参照の上、必要事項を適宜記載し作成するものとする。

- (3) 建設により設置する場合で、宿舎設置予定地所在の市町村において、条例又は開発指導要綱（以下「要綱等」という。）が制定されている場合には、要綱等の写しを添付すること。

ただし、設置計画が要綱等の影響を受けない場合には、添付する必要がない。

- (4) 購入、交換、寄附、借受け又は所管換による転用の場合は、相手方承諾書の写し等（相手方が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の議決機関の議決書の写し（総務省の承認を要する場合はその承諾書の写しも添付）、当該財産が国有財産である場合（財務省所管普通財産を除く）は所管する各省各庁の長の同意書の写し）を添付すること。

### 3. 掲上要求予定調書及び掲上要求書の添付資料の提出部数及び編てつ方法

#### (1) 提出部数

上記掲上要求予定調書及び掲上要求書の添付書類は各々5部提出すること。

#### (2) 編てつ方法

- ① 上記2の添付資料のうち⑧（様式8）、⑪（様式11）及び下記②の老朽建替に係る

「宿舎廃止に関する調書」は、掲上要求一件別ごとに編てつし（提出5部のうち1部は財務局別とすること。）それ以外のものは各調書ごとに編てつすること。

- ② 昭和39年12月23日付蔵国有第1415号「国有財産法及び国家公務員宿舎法に相互に関連する事務手続の取扱いについて」に基づき作成する第3号様式「宿舎廃止に関する調書」は、老朽建替と広域建替は別綴とし、老朽建替分は、本説明資料の様式8ごとに、また、広域建替分は、財務局ごとに別葉にすること。

別紙 1

公務員宿舎建築価格の積算において包含すべき工事内容の範囲

建築工事 主体工事 建物の構造躯体に要する経費  
仕上工事 建物の造作、仕上げ、内装（畳を含む。）に要する経費  
雑工事 流し台、釣戸棚、浴槽、換気孔、下駄箱、カーテンレール等の附属  
具を設置する経費

（注）経費には、直接工事費のほか、間接工事費（共通仮設費、運搬費及び諸経費）  
を含む。以下同じ。

設備工事 電気工事 屋内 照明器具、コンセント、スイッチ、電鈴等及びこれに必要な  
配線一式並びに電話及びテレビアンテナ用配管に要する経費  
屋外 敷地内の電力引込み経費

給水工事 屋内 台所、浴室、洗面所等水栓取付け及びこれに接続する給水管の配管に要  
する経費  
屋外 敷地内の給水管の敷設経費

排水工事 屋内 台所、浴室、洗面所等の排水管（トラップ類を含む。）及び通気管の配  
管に要する経費  
屋外 敷地内の排水管、溜枳（蓋共）の敷設経費

衛生工事 屋内 便器、洗面器、化粧箱、ロータンク等の取付けに要する経費

ガス工事 屋内 台所、浴室、居室のコックの取付け及び配管に要する経費  
屋外 敷地内のガス管引込み経費

（注）1 敷地とは、原則としてその建物の必要とする敷地をいう。

2 次の経費のうちから必要なものは掲上すること。

- (1) 宅地造成に要する経費
- (2) 道路舗装に要する経費（アプローチは含まない。）
- (3) 敷地外の電気、給排水、ガス等の引込み又は接続に要する経費
- (4) 建物の特殊基礎又は杭打ちを必要とするため、標準的経費以上に要する経費
- (5) 受水槽及び高架又は高置水槽等の設置に要する経費
- (6) 浄化槽等の設置に要する経費
- (7) 隣地との境界に位置する門、囲障等の設置に要する経費
- (8) その他外構の設置に要する経費

## 別紙 2

### 国家公務員宿舎法施行規則第 2 号様式記載上の注意事項

- 1 「官署」欄について、同一敷地内に設置する 2 戸以上の建物に 2 官署以上の職員の入居が予定される場合には、個々の官署名を記載せず「〇〇市内〇〇官署」等として差し支えない。
- 2 「設置地」欄には、できる限り詳細に設置場所を記載することとし、無料宿舎にあっては、官署所在地と宿舎設置地の位置を示す位置図を添付すること。
- 3 無料宿舎にあっては、「貸与しようとする職員の官職等」欄に、無料の指定を受けている者の職種名を記載すること（国家公務員宿舎法施行令第 9 条第 3 号に該当するものを除く。）。
- 4 設置の方法が増築である場合の「規格」欄には、増築後の建物が該当する宿舎の規格を記載すること。
- 5 設置の方法が増築である場合の「戸数」欄には、戸数の増加とならないもの（居室等のみを増築する場合）は、被増築戸数を（ ）書きとし、宿舎戸数の増加となるもの（独身者用宿舎の居室を増築する場合又は RC 宿舎の階層を増す場合等）と区別すること。
- 6 建物及び土地の「面積」は小数点以下第 1 位を四捨五入した整数を記載すること（数戸分まとめて記載する場合は、1 戸ごとに四捨五入した上で算出する。）。  
また、独立物置を建物主屋と併せて設置する場合は、欄を 2 段に分け上段に独立物置面積を、下段に建物主屋面積を記載すること。
- 7 「土地」欄について、土地が既に宿舎敷地となっている場合は、「国有」又は「借受け」の別を、また、当該年度において宿舎敷地として確保する必要があるが未確定であるため年度当初に掲上できない場合は、「購入予定」、「借受予定」、「転用予定」等の別をそれぞれ「設置の方法」欄に記載すること。  
この場合面積及び金額の記入は要しない。
- 8 設置の方法が宅地造成であるものは、必ず「土地」欄に記載すること。  
この場合の「面積」は、（ ）書きとし、集計の際、購入の面積と合算しないよう特に注意する。
- 9 「附帯施設等」欄の「数量」は、施設等の内容のいかんにかかわらず一式と記載して差し支えない。

様式 1

令和 年度宿舎設置計画掲上要求（予定調書）重点事項

〇 〇 省

1. 令和 年度宿舎設置計画掲上要求については、次の事項に重点を置き要求することとする。

(5～6項目以内で箇条書きとする。)

<例>

- (1) 〇〇周辺における世帯者（独身者）の宿舎事情の改善
- (2) 官署の新設、移転又は大幅な機構改革等に伴う宿舎の確保
- (3) △△周辺における木造宿舎等の老朽建替
- (4) :
- (5) :

2. 上記に基づく掲上要求の具体的内容（特に説明を必要とするもの）

No.	要 求 官 署 名	要 求 内 容				要 求 理 由
		設 置 地	敷 地 面 積 (㎡)	設 置 の 方 法	規 格 ・ 戸 数	

- (注) 1. A4版で作成のこと。  
2. 必要に応じ補足説明資料を添付すること。

様式 2

令和 年度宿舎設置計画掲上要求概要

(単位：戸、㎡)

区分	新築	特別受借	模様替	増改築	一般受借	戸数計	土地購入	土地受借	土地計	備考

(注) 本表は、当該年度新規分について記入することとし、区分欄には事業特会、公共事業（恒久指定）、その他の恒久指定及び単年度指定別に作成し、各省の集計表を添付すること。

<態様別>

[新築]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別		構造別			規格別				
純増	建替え	世帯	独身	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[特別借受]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別		構造別			規格別				
純増	建替え	世帯	独身	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[増改築]

(単位：戸)

純増・建替えの別		世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
純増	建替え	世帯	独身	公邸	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[模様替]

(単位：戸)

世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
世帯	独身	公邸	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e

[一般借受]

(単位：戸)

世帯・独身の別		種類別			構造別			規格別				
世帯	独身	無料	有料	W	B	R C	a	b	c	d	e	

- (注) 1. 「独身」欄は、独身者に貸与している宿舎戸数(規格別の a 及び世帯転用型の計) を記載すること。  
 2. 単身赴任者用宿舎がある場合は、「世帯」欄に ( ) 内書で記載する。

様式 3

令和 年度 宿舎設置計画 掲上要求 (予定調書) 説明表

1 設置方針 (又は指定理由)														
	2 財務省主計局に 対する予算要求 及び査定の内容	区 分 内 容	概算要求							査定				
施設費等			特借不動産投資				施設費等		特借不動産投資					
3 宿舎事情	建 物 構造規格	戸 数												
		面 積												
4 計画単価 (円/㎡)	設置地	単 価												
		金 額												
4 計画単価 (円/㎡)	構造	土地面積												
		金額												
4 計画単価 (円/㎡)	構造	附帯施設金額												
		予算額計												
3 宿舎事情	現員 名	改定必要戸数	前年度末安定率				$\left[ \frac{\text{住居安定} + \text{既設戸数}}{\text{現 員}} \right] \%$		本年度末 推定安定率		%			
		名	%											
4 計画単価 (円/㎡)	設置地	北海道	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	福 岡	沖 縄		
		W												
		B												
4 計画単価 (円/㎡)	設置地	RC												

注 表中の記載事項については、実情にあわせて変更して差し支えない。

様式 4

法第 4 条第 2 項第 号の規定により設置（新築ほか）すべき宿舎

会計名		所管		組織		項		目		目細分		予算額		千円														
設置方法	区分	宿舎の種類	建 物															土 地		附帯施設等	金額計							
			W a	W b	W c	W d	W e	B a	B b	B c	B d	B e	RC a	RC b	RC c	RC d	RC e	戸数計	面積 m <sup>2</sup>			金額 千円	面積 m <sup>2</sup>	金額 千円	金額 千円	計 千円		
新築（設）	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
増築（設）	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
移改築（設）	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
模様替	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
宅地造成（その他）	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
購 入	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
交 換	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
寄 附	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
転 用	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											
計	公 邸																											
	無料宿舎																											
	有料宿舎																											
	計																											

(注) 新築（設）については、内書きとして、上段に建替えによるものを（ ）書きにより、記載する。

様式 5

法第 4 条第 2 項第 号の規定により設置（借受け）すべき宿舍

会計名 所管 組織 項 目 目細分 予算額 円

設置方法	区分	宿舍の種類	建 物															土 地		附帯施設等 金額 円	金額 計 円			
			W a	W b	W c	W d	W e	B a	B b	B c	B d	B e	RC a	RC b	RC c	RC d	RC e	戸数 計	面 積 m <sup>2</sup>			金 額 円	面 積 m <sup>2</sup>	金 額 円
新規借受	公 邸																							
	無料宿舍																							
	有料宿舍																							
	計																							
継続借受	公 邸																							
	無料宿舍																							
	有料宿舍																							
	計																							
計	公 邸																							
	無料宿舍																							
	有料宿舍																							
	計																							

(注) 内書きとして、上段の国家公務員共済組合連合会または各省各庁共済組合が建設した住宅を（ ）書きにより、記載する。

附帯施設等価格算定調書

官署名				設置地			
敷地面積	_____ m <sup>2</sup> _____ m <sup>2</sup>	構造		規格別 戸数	棟別 階層・戸数	戸	

戸数	1戸あたり面積	延べ面積	単価	規模補正	本体金額	本体金額
戸 ×	m <sup>2</sup> /戸 =	m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup> ×	% =	円	千円
					附帯比率	附帯金額
					%	千円
						合計
						千円

施設等の内容	工事細分	品質・規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考	※摘要
宅地造成	盛土	搬送距離 km 厚さ =		m <sup>3</sup>				
	切土	搬送距離 km 厚さ =		m <sup>3</sup>				
	障害物撤去							
	既設建物解体	構造・階層 戸		m <sup>2</sup>				
基礎	杭打	品質Φ, l = 工法 t/本		本				
	特殊基礎	工法						
電気	幹線引込			m				
	動力盤			面				
給水	上水道引込	径 =		m				
	受水槽	容量 = t 構造		基				
	高置水槽	容量 = t 構造		基				
	ポンプ室	モーター出力		m <sup>2</sup>				
排水	下水渠	径 =		m				
	側溝	幅 =		m				
	浄化槽	容量 = 人槽 PPM		基				
ガス	分岐引込	径 =		m				
	プロパンボンベ室			m <sup>2</sup>				
外構	土留・擁壁	高さ = 構造		m				
	防火水槽	容量 t		基				
その他	TV電波障害防除			戸				
	土質地盤調査			m				
	各種負担金等			式 式				
計								

- (注) 1. 「敷地面積」欄には、今回使用面積（上段）及び全体面積（下段）を記載する。  
 2. 工事細分は、すべて附随する関連工事一切を含むものとする。  
 3. 金額は、すべて資材費、労務費、運搬費、諸経費共とする。  
 4. 負担金は、種別ごとに記載する。  
 5. 設置地の市区町村において定める条例、開発指導要綱により建設計画に特殊な義務等が課される場合には当該条例等の写しを添付するものとする。



## 作成要領

- 1 本表は、当該年度に設置を予定する宿舍（継続借受を含む。）について記載する。
- 2 「一件別調書番号」欄には、様式8の調書番号を記載する。  
なお、継続借受についての番号入力は不要とする。
- 3 「指定区分」欄は、法第4条第2項第1号の規定により設置するものは「1号該当」、法第4条第2項第2号の規定により設置するもののうち、平成12年12月25日付蔵理第4632号「国家公務員宿舍法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」通達に基づく指定（恒久的指定）を受けて設置するものは「2号恒久」、その他のものについては「2号単年度」と記載する。
- 4 「会計区分」欄は、「一般会計」又は「〇〇特別会計」と記載する。
- 5 「官署名」は最小単位のことを記載し、複数官署の要求がある場合には「〇〇官署外」等と記載する。  
また、設置予定宿舍が独立行政法人の職員のために設置する宿舍の場合は、当該独立行政法人名を記載する。
- 6 「要求概要」欄については、以下のとおり記載する。
  - (1) 「設置地」欄には、都道府県名及び市区町村名まで記載する。
  - (2) 「要求理由」欄は、要求宿舍を設置するに当たっての主な理由を別表のリストより選択して記載する。  
なお、複数理由がある場合は戸数のうち大部分を占めるもの又は別表のリスト上位のものを選択して記載する。
  - (3) 「設置の方法」欄には、土地、建物それぞれについて、別表のリストより選択して記載する。  
なお、建物の設置について設置の方法が複数にまたがる場合は、設置の方法別に一事案とする（土地の設置が複数にまたがる場合は、別表のリストの中より「複数設置方法」を選択して記載する。）。
  - (4) 「敷地面積」欄には、要求宿舍を設置するために使用する敷地の面積を記載することとし（模様替及び建物のみ的一般借受については入力不要）、当該土地が一団地の一部の場合は全体面積の下に（ ）書きで使用面積を入力する。
  - (5) 「法定容積率に対する利用率」欄については、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率とする。
  - (6) 「整備に伴う廃止戸数」欄には、老朽建替により廃止する戸数のみを記載し広域建替により廃止する戸数は含めない。
- 7 「宿舍事情」欄には、概算要求に当たって根拠とした直近の宿舍事情を記載する。なお、直近の宿舍事情が記載できない場合は、直近の12月1日時点の官署ベースの宿舍事情を記載する。

様式7別表

記載要領リスト

要求理由	設置の方法(建物)	設置の方法(土地)
老朽建替	建設 (新築)	購入
借受解消	建設 (増築)	交換
機構新設	建設 (改築)	寄附
増員	建設 (移築)	転用 (所管換)
機構統廃合	建設 (模様替)	転用 (所属替)
その他	購入	転用 (種別替)
—	交換	転用 (用途変更)
	寄附	民有地借受 (新規)
	転用 (所管換)	民有地借受 (継続)
	転用 (所属替)	公有地借受 (新規)
	転用 (種別替)	公有地借受 (継続)
	転用 (用途変更)	他省庁所管敷地 使用承認(新規)
	新規借受	他省庁所管敷地 使用承認(継続)
	継続借受	特別借受 (新規)
	新規 特別借受	特別借受 (継続)
	継続 特別借受	複数設置方法
	既設置計画済	

(注)「使用承認」は法第9条に定める設置の方法ではないが、事務処理上使用するものとする。

令和 年度 宿舎設置計画 掲上要求 (予定調書) 一件別調書

所轄財務(支)局名										省庁名 官署名								
調書番号	設置地			(維持管理) 官署名			宿舎事情											
宿舎名	設置の方法			宿舎の種類			充( . . . 現在)	宿舎必要者数 A	設置戸数 B	充足率 B/A	老朽戸数 C	差引数 D=B-C	実質充足率 D/A					
掲上要求宿舎の構造・規格・戸数										率	世帯							
予算科目										率	独身							
実計対象経費										率	計							
要求理由内訳	老朽建替	借受消	機構新設	増員	機構統廃合	その他	合計	規( . 12.1現在)	e 型	d 型	c 型	b 型 うち単 b 型	a 型	計				
a 型								格	宿舎戸数 A									
b 型								別	木造									
単 b 型								の	ブロック造									
c 型								状	R C 造									
d 型								況	宿舎必要者数 B			-						
e 型								況	うち単身赴任者			-						
計								況	不足戸数 A-B			-						
要 求 理 由	(1) 設置理由 (必要性及び緊急性)										整	区 分	宿舎必要者数 A	設置戸数 B	要求戸数 C	廃止戸数 D	整備後戸数 (差引数) F	整備後充足率 F/A
	(2) 規格の決定理由										備	世帯						
	(3) 地域の既設宿舎 (未貸与) で対処できない理由										後	独身						
											状	計						
敷 地 の 利 用 状 況 等	設置予定地	都市計画に定められた地域区域			整備に 伴う 廃止 予定 宿舎	宿舎名	所在地	敷地	構造規格	戸数	建築年次	老朽度	耐震性能評価値	跡地の利用計画				
	取得事由	法定容積率が制限されることとなる法令による規制等						(国・公・民) m			戸							
	敷地面積	m	建物延床面積	m														
	建物の容積率	%	法定建蔽率	%														
	法定容積率	%	建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等															
	利用率	%																
敷地確保の見通しその他特記事項																		
理財局審査結果																		
判定		判定理由																

(注) 機構の新設、増設、統廃合を理由とした要求や単 b 型、a 型宿舎の設置を要求するものについては、任意の様式により規格別の必要戸数の推移表を添付する。

## 作成要領

- 1 本調書は、建設、購入（土地購入のみの場合を含む。）及び新規借受により設置する場合について官署ごと、設置地ごとに一件別に作成する。

なお、同一市区町村に同一の設置形態において複数の官署からの要求がある場合には、その要求を取りまとめた総括表を作成し、その後当該一件別調書を編綴する。

総括表を作成するに当たって、要求のない官署も存在する場合には本調書の「宿舎事情」（「充足率」、「規格別の状況」、「整備後の状況」）欄について、当該要求のない官署の数値も含めて集計記載するものとする（取りまとめに当たっては官署間で調整するものとする）。

- 2 「設置地」欄には、都道府県名、市町村区名まで記載する。
- 3 「設置の方法」欄には、建設、購入、一般借受、特別借受等の別を記載し、建設の場合に国家公務員宿舎法施行規則第5条に定める設置の方法の細分（新築、模様替等）も記載する。
- 4 「宿舎の種類」欄には、公邸、有料宿舎、無料宿舎の別を記載する。
- 5 「予算科目」欄には、当該要求宿舎に係る予算支出科目（会計名、所管、組織、項、目、目細分等）を記載する。

また、「実計対象経費」欄は、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2第1項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費の場合には、○を付す。

- 6 「要求理由内訳」欄には、次の要求区分によるものとし、各項目に該当する要求戸数を記載する。

- (1) 老朽建替：老朽に伴い宿舎を建て替える場合
- (2) 借受解消：宿舎を設置することで借受宿舎を解消する場合
- (3) 機構新設：機構新設に伴い、宿舎の設置が必要となる場合
- (4) 増員：新たに定員要求を行うことに伴い、宿舎の設置が必要となる場合
- (5) 機構統廃合：機構統廃合に伴い、宿舎の設置が必要となる場合
- (6) その他：上記以外の理由により、宿舎の設置を必要とする場合

- 7 「要求理由」欄には以下のとおり記載する。

- (1) 「設置理由（必要性及び緊急性）」欄には、掲上要求の必要性、緊急性、既存宿舎の老朽化状況、宿舎の不足状況、借受解消を早急に図る理由等について詳細に記載する。
- (2) 「規格の決定理由」欄には、設置規格に関しての決定理由について詳細に記載する。
- (3) 「地域の既設宿舎（未貸与）で対処できない理由」欄には、未入居（貸与）宿舎が存在するにもかかわらず掲上要求する場合等において、その理由について詳細に記載する。

- 8 「敷地の確保状況」欄には以下のとおり記載する。

- (1) 「設置予定地」欄には、建設等予定地等について所在地を記載する。
- (2) 「取得事由」欄には、所管換等国有財産法施行細則別表第二の増減事由用語等を記載する。
- (3) 「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該宿舎の敷地に関して、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計

画」という。)において定められた同法第8条第1項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。

- (4) 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等」欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第2項に規定する前面道路の幅員による制限等の法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。
  - (5) 「敷地面積」欄には、当該敷地の数量を記載する。また、「建物延床面積」欄には、当該宿舍の延床面積を記載する。
  - (6) 「建物の容積率」欄には、当該宿舍の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。また、「法定容積率」及び「法定建蔽率」欄には、当該敷地に関して都市計画で定められた容積率及び建蔽率を記載する。
  - (7) 「利用率」欄は、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。
  - (8) 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分等の有無及び有の場合にその内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
  - (9) 「敷地確保の見通しその他特記事項」欄には、購入、転用、借受け等の場合における取得等の相手方、時期等敷地確保の見通し及びその他特記事項について記載する。
- 9 「宿舍事情」(「充足率」、「規格別の状況」及び「整備後の状況」)欄については、概算要求に当たって根拠とした直近の宿舍事情を記載する。なお、直近の宿舍事情が記載できない場合は、直近の12月1日時点の住宅事情や所管する宿舍財産の建築年次等の状況から現状の宿舍事情と掲上要求が認められた場合の宿舍事情について記載する。
- 10 「整備に伴う廃止予定宿舍」欄には、宿舍設置に伴い廃止にする宿舍について記載する。
- 「耐震性能評価値」欄には、以下の区分を踏まえて記載することとする。
- (1) 昭和56年6月1日以降に建築確認又は計画通知を受けた建物については、「新耐震」と記載する。
  - (2) 上記(1)に該当しない場合は、次の(i)~(h)に分類して記載する。
    - (i) 『官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)』に基づき診断している場合は、表2.15(耐震改修等の緊急度に関する総合評価)の「耐震診断結果の評価」の「構造体」の評価(a~d)を記載する。
    - (ii) それ以外の方法により診断している場合で、建物が耐震性能を有しているものは「○」を記載し、有していないものは「×」を記載する。
    - (iii) 耐震性の有無が不明な場合は、「不明」と記載する(新たに耐震診断を実施する必要はない)。
- 「跡地の利用計画」欄には、合同用地(合同宿舍用地に転用)、用廃引継(財務局等において財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定を活用して宿舍整備を図る場合の所管換を含む。)、建替用地(省庁別宿舍建設用地として使用)、庁舎用地(庁舎用地として使用)、借受解消、自省庁処分(自省庁において処分)、その他の別を記載する。
- 11 本調書には、必ず直近の6月1日時点の住宅事情調査出力表「規格別充足率調べ」(別添様式)を官署別に添付するものとする。

なお、掲上要求に当たり、当該住宅事情調査により難しい場合にあっては、要求理由を明らかにし、別途要求することも差し支えない。

総括表の作成を要する場合には、要求のない官署の住宅事情調査出力表を含めて当該住宅事情の総括表を添付し、その後に官署別の出力表を添付するものとする。

12 「理財局審査結果」欄は、記載しない。

(別添)

規格別充足率等調べ

令和 年6月1日現在 No.

職員の級	職員数	住居安定	宿舎必要者数	規格	合同 省庁別	宿舎戸数(貸与ベース)							宿舎戸数 設置ベース	設置必要戸数	住居宿舎 安定率	充足率	保有率	
						入居戸数	調整数	未貸与	明渡未了	設置未了	貸借分	廃止予定						計
9級、10級、 指定職	人	人	( )	e	省庁別									( )	( )	( )	( )	
					合同													
					計													
6~8級			( )	d	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													
3~5級			( )	c	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													
2級以下			( )	b	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													
世帯計			( )	e~b	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													
男子(独身)			( )	a	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													
女子(独身)			( )	a	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													
独身計			( )	a	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													
計			( )	e~a	省庁別								( )	( )	( )	( )		
					合同													
					計													



様式 10

令和 年度法第 4 条第 2 項 宿舎の継続借受状況調

財務（支）局

省庁名

借 受 相 手 方	土 地			建 物			備 考
	団 地 数	面 積 (㎡)	借 料 (円)	団 地 数	戸 数 (戸)	借 料 (円)	
国家公務員等共済組合連合会 又は 各省各庁共済組合							
政 府 関 係 機 関							
地 方 公 共 団 体							
民 間							
そ の 他							
合 計							

- (注) 1. 本表は、財務局等別に作成し、集計表も作成すること。  
 2. 「土地」の「面積」及び「借料」欄と「建物」の「戸数」及び「借料」欄は、様式5の計数と一致するので注意すること。

様式 1 1

宿舎の経年及び入居状況調査

官署名

省庁名  
(令和 年 1 2 月 1 日現在)

宿舎名 (所在地)	敷地面積 (㎡)	構 規 戸 造 格 数	建築年次	宿舎経年状況(年)						設置 未了	入居状況						他 官 署 への貸借	未入居	廃止 戸数	備考
				20	21	26	31	36	41		独身		世帯							
				以下	25	30	35	40	以上		戸数	入居者	1~2 G	3~5 G	6~8 G	9 G以上				

(注) 1. 行政財産等の使用状況調査等により指摘された宿舎については、指摘内容(イ(未利用)、ロ(非効率)、ハ(要転用))、処理計画(処理方針、処理見込年度等)の内容を備考欄に記載する。  
 2. 公邸、幹部用戸建宿舎については、その旨「幹部用」、「公邸」と備考欄に記載する。

## 作成要領

- 1 本調書は、掲上要求のない官署についても作成し、所轄財務局等に提出することを要する。
- 2 本調書は、概算要求に当たって根拠とした直近の宿舍事情を記載する。なお、直近の宿舍事情が記載できない場合は、官署における直近の12月1日現在の宿舍状況を宿舍（口座）ごとに記載する。  
また、合同宿舍についても記載する。
- 3 「敷地面積」欄には、一口座の宿舍敷地面積（未使用土地及び他へ使用承認しているものを含む。）を記載する。  
ただし、当該宿舍敷地が、合同宿舍敷地、他省庁の宿舍敷地、庁舎敷地及び普通財産の場合は〔 〕外書きとして、民公有借受地の場合は（ ）外書きとして記載する。  
なお、法第4条第1項宿舍と法第4条第2項宿舍が混在している場合は、戸数按分により面積を区分して記載する。
- 4 「構造・規格・戸数」欄には、構造・規格別に戸数を記載し、民公有借受宿舍の場合はその戸数を（ ）内書きする。
- 5 「建築年次」及び「宿舍経年状況」の各欄には、国設宿舍及び特別借受宿舍についてのみ記載し、民公有借受宿舍については、記載を要しない。
- 6 「入居状況」欄には、民公有借受宿舍を含めて次により記載する。
  - (1) 「独身」欄には、入居戸数及び入居者数を記載し、女子については、「入居者数欄」に（ ）内書きする。
  - (2) 「世帯」欄には、級別入居戸数を記載し、単身赴任者についての入居戸数を（ ）内書きする。
  - (3) 「世・計」欄には、世帯についての入居戸数の合計を記載し、単身赴任者についての入居戸数の合計を（ ）内書きする。
- 7 「他官署への貸借」欄には、他官署から借りている戸数を（ ）書きで上段に、他官署に貸している戸数を下段に記載し、貸借の相手方（省庁名、官署名）を備考欄に記載する。
- 8 「備考」欄には、以下の事項等参考となることについて記載する。
  - (1) 廃止予定宿舍については、例えば「13' 廃止協議済〇戸等」と年度を明示して記載する。
  - (2) 民公有借受地及び宿舍については、民公有の別、借受者（財務局名又は官署名）及び年額借受料（前年度4月1日現在）を記載する。
  - (3) 行政財産等の使用状況実態調査等により指摘等された宿舍については、指摘内容（イ（未利用）、ロ（非効率）、ハ（要転用））、処理計画（処理方針、処理見込年度等）の内容を記載する。
- 9 末尾に、自官署宿舍、他官署宿舍の別に、「構造・規格・戸数」欄には、構造・規格別に計を、その他の欄には各欄の官署計を付す。

宿舎の経年及び入居状況調査

官署名 \_\_\_\_\_ ○○事務所

省庁名 \_\_\_\_\_ ○×省  
(令和元年12月1日現在)

宿舎名 (所在地)	敷地面積 (㎡)	構造規格 戸数	建築年次	宿舎経年状況(年)						設置 未了	入居状況						他官署 への貸借	未入居 戸数	廃止 戸数	備考	
				20	21	26	31	36	41		独身		世帯								世・計
				以下	25	30	35	40	以上		戸数	入居者	1~2G	3~5G	6~8G	9G以上					
霞が関宿舎 (千代田区霞が関)	5,420	RC-c 10	H1	10										(2)	(1)	(3)					
		RC-b 10	S55		10					1	2	(2)	5	2		(2)	7				
		W-c 10	S50、51			10								7			7	1	2		
		W-b 10	S44~46					10		3	(1)	4	3				3	2	2		
		計 40		10	10	10	10		4	(1)	(2)	8	16	(2)	(1)	(5)	27	3	4		
紀尾井町宿舎 (千代田区紀尾井町)	[2,000]	RC-c 20	—															20			
九段宿舎 (千代田区九段北)	[3,000]	W-b 20	S45~58	5	4	6	5		4	7	12	2			14	1	1				
丸の内宿舎 (千代田区丸の内)	—	W-b 4	—								4				4						
千代田宿舎 (千代田区霞が関)	2,000	—	—																		
飯田橋宿舎 (千代田区飯田橋)	—	B-c 2	S54		2						2						(2)				
自官署宿舎計	5,620 [5,000]	RC-c 30		10								7	(2)	(1)	(3)						
		RC-b 10			10				1	2	(2)	5	2		(2)	7					
		W-c 10				10							7			7	1				
		W-b 34	(4)	5	4	6	15		7	(1)	11	19	2		21	3	3				
他官署から借りて いる宿舎計		B-c 2			2							2			2		(2)				
合同宿舎	—	RC-c 45	—	25									12	10		22	(1)				
合計	5,620 [5,000]	RC-c 75		35									19	(2)	(1)	(3)	(1)				
		RC-b 10			10				1	2	(2)	5	2		(2)	7					
		B-c 2			2							2			2		(2)				
		W-c 10				10							7			7	1				
		W-b 34	(4)	5	4	6	15		7	(1)	11	19	2		21	3	3				

(注) 1. 行政財産等の使用状況調査等により指摘された宿舎については、指摘内容(イ(未利用)、ロ(非効率)、ハ(要転用))、処理計画(処理方針、処理見込年度等)の内容を備考欄に記載する。  
2. 公邸、幹部用戸建宿舎については、その旨「幹部用」、「公邸」と備考欄に記載する。



#### 作成要領

- 1 本調書は様式 1 1 において未入居（貸与）となっている省庁別宿舎について作成するものとする。
- 2 「宿舎名（所在地）」、「構造・規格・宿舎戸数」、「建築年次」「未入居」の各欄については、様式 1 0 の該当宿舎について転記する。
- 3 「長期未入居」欄には、未入居（貸与）宿舎のうち、前年度の 1 2 月 1 日時点において 1 年間以上未入居（貸与）となっている宿舎の該当戸数を記載する。
- 4 「未入居（貸与）となっている理由」欄には、未入居（貸与）宿舎となっている理由について詳細に記載する。
- 5 「未入居（貸与）の解消策」欄には、解消策について詳細に記載する。



#### 作成要領

- 1 本集計表は、掲上要求に伴い廃止を予定する宿舎について、一件別に作成する。
- 2 本集計表は、所轄財務局等ごとに別葉とする。  
なお、広域建替に係る廃止予定宿舎は、緊急順位にかかわらず、その所在地を所轄する財務局等ごとに取りまとめて調書の後尾に記入するとともに、備考欄に建替先の財務局等名を記載する。
- 3 「敷地面積」欄には、廃止予定宿舎の敷地面積を記載するとともに、国有、公有、民有の別を記載する。  
なお、当該宿舎が一団地の一部である場合には、その団地面積及び戸数等を（ ）書きする。
- 4 「跡地の利用計画」欄には、廃止後の利用計画面積を記載する。  
なお、当該欄の記載事由に該当しない場合は、「備考」欄若しくは、別紙に計画内容及び計画理由を記載する。
- 5 「指摘等の内容」欄には、行政財産等の使用状況調査等により指摘等された宿舎については指摘内容（イ(未利用)、ロ(非効率)、ハ(要転用)）、処理計画（処理方針、処理見込年度等）の内容を簡記する（例：ロ(非効率)、現所在地建替、平成15年度以降）。
- 6 「備考」欄には廃止予定宿舎のうち未入居（貸与）のものについては「未入居（貸与）」と、また廃止理由について「建替」、「単廃」（建替要求以外の理由による廃止）の別を記載する。  
また、廃止予定宿舎が特別会計に属するものについては併せて会計名を記載する。





## 作成要領

- 1 本調書には、法第13条の2の宿舎廃止の協議が整ったもの（単純廃止宿舎を含む）のうち、用途廃止等の処理手続きがなされていないものについて年度別に記載し（作成時点は、前々年度の10月1日現在とする。）、年度別に小計を設ける。
- 2 上記1の対象宿舎のうち、前々年度の10月1日から前年度の9月30日までに処理した宿舎についてはその実績を記載する。
- 3 各欄の記載要領は以下のとおりである。
  - (1) 「宿舎名」欄において、廃止協議済宿舎が一団地の一部である場合には、宿舎名を（ ）書きで記載する。

なお、この場合は、敷地面積は戸数当たりの按分により算出して差し支えない。
  - (2) 単純廃止の宿舎にあつては、「宿舎名」欄に（単）の表示を記載する。
  - (3) 「構造・規格・戸数」欄及び「敷地面積」欄には、本書きで廃止協議済宿舎を、（ ）書きで処理済宿舎の状況を記載し、併せて「敷地面積」欄には、国公民有地の別を〔 〕書きで記載する（例：国有地→〔国〕、公有地→〔公〕、民有地→〔民〕）。
  - (4) 「廃止協議年度」欄には、廃止協議の年度が古いものから記載するとともに、建物の用途廃止年月日を（ ）書きで記載する。
  - (5) 「跡地の処理態様」欄には、処理を行ったものの宿舎戸数及び敷地面積を各々の態様に区分して記載する。

なお、当該欄の記載事由に該当しない場合は、「備考」欄若しくは別紙に処理内容及び処理理由を記載する。

また、処理を行っていないものにあつては、処理の予定を各々の態様に区分して（ ）書きで記載する。
  - (6) 処理を行ったものは、必ず「処理年月日」欄に記入するとともに、処理の予定があるものは、その年度を（ ）書きで記載する。
  - (7) 「処理できない理由及びその解消策」欄には、処理ができない理由を具体的に記載するとともに、その解消策及び見通しを記載する。
  - (8) 廃止協議済宿舎が特別会計に属するものについては「備考」欄に会計名を記載する。

添付図面作成様式・作成要領  
(位置図・案内図・建物配置図)

位置図

縮尺 :

宿舎名		所在地	
	駅まで	km	で 分
	官署まで	km	で 分

## 位置図

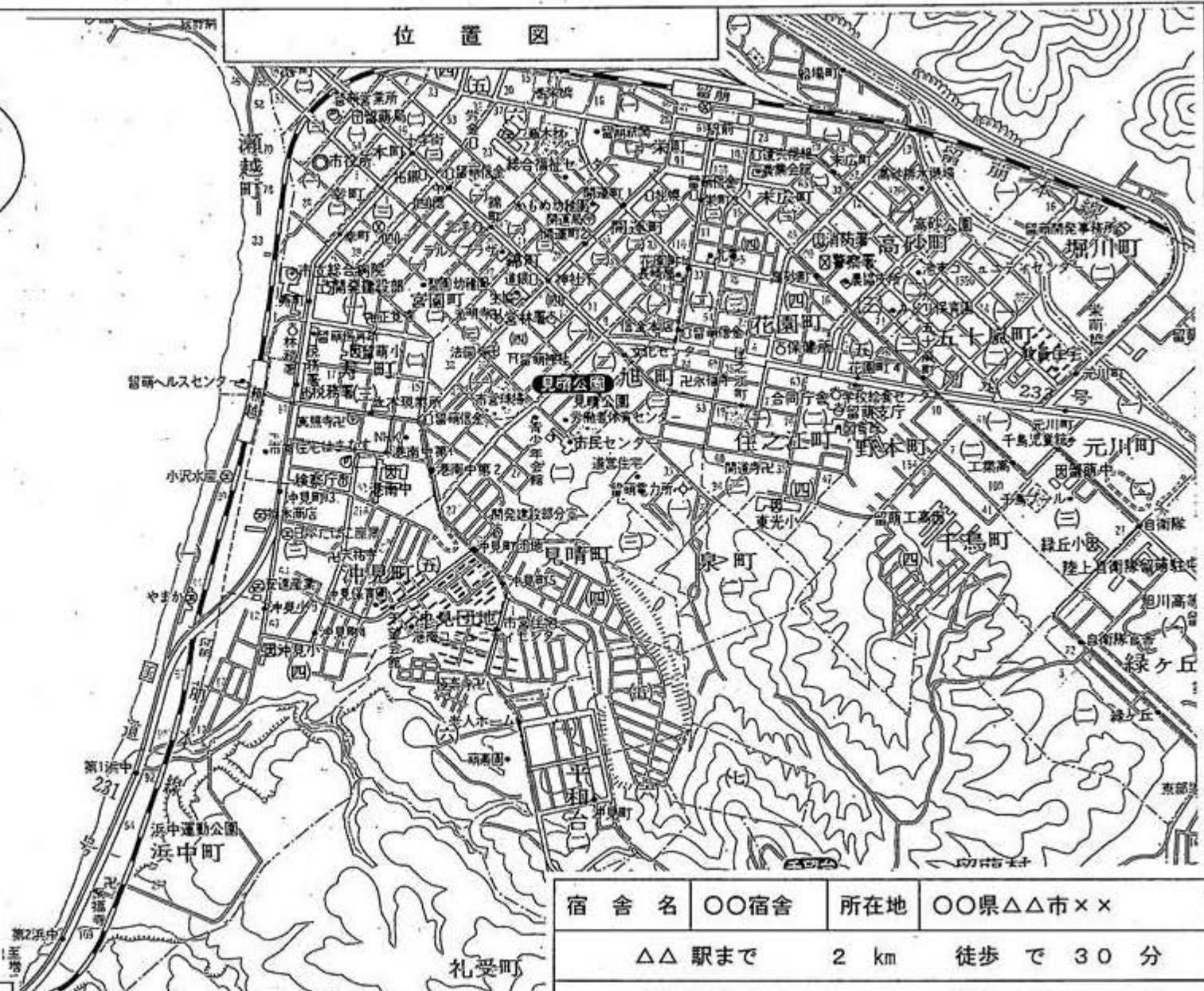
### 作成要領

1. 所在地は、都道府県から記載すること。
2. 方位、縮尺を記載すること。
3. 最寄りの駅（鉄道駅）及び主な官署（入居予定者が通う）までの距離（直線距離）、時間、交通手段を記載すること。
4. 駅、官署を黄色、宿舎敷地を緑色の枠線で図示をすること。

縮尺 :

宿舎名		所在地	
	駅まで	km	で 分
	官署まで	km	で 分

位置図



宿 舎 名	〇〇宿舎	所在地	〇〇県△△市××
		△△ 駅まで 2 km	徒歩で 30 分
		△△ 官署まで 1 km	徒歩で 15 分

縮 尺 1 : 20,000

案内図

縮尺 :

宿舎名

所在地

案内図

作成要領

1. 周辺の状況がわかる住宅地図を使用すること。
2. 方位、縮尺を記載すること。
3. 宿舎敷地を緑色の枠線で縁取りをすること。

縮尺 :

宿舎名

所在地

案内図



縮尺 1:1,500

沖見35号通り

宿舎名 ○○宿舎 所在地 ○○県△△市××

建 物 配 置 図

省庁名		官署名		宿舎名	
所在地	敷地面積（今回使用面積/全体使用面積）		㎡/ ㎡		
計画建物	構造・階数		建ぺい率（実行/法定）	%/ %	
	規格・戸数		容積率（実行/法定）	%/ %	
用途地域		宿舎戸数（整備前/整備後）	戸/ 戸	駐車場台数（整備前/整備後）	台/ 台

縮 尺 : \_\_\_\_\_

建 物 配 置 図

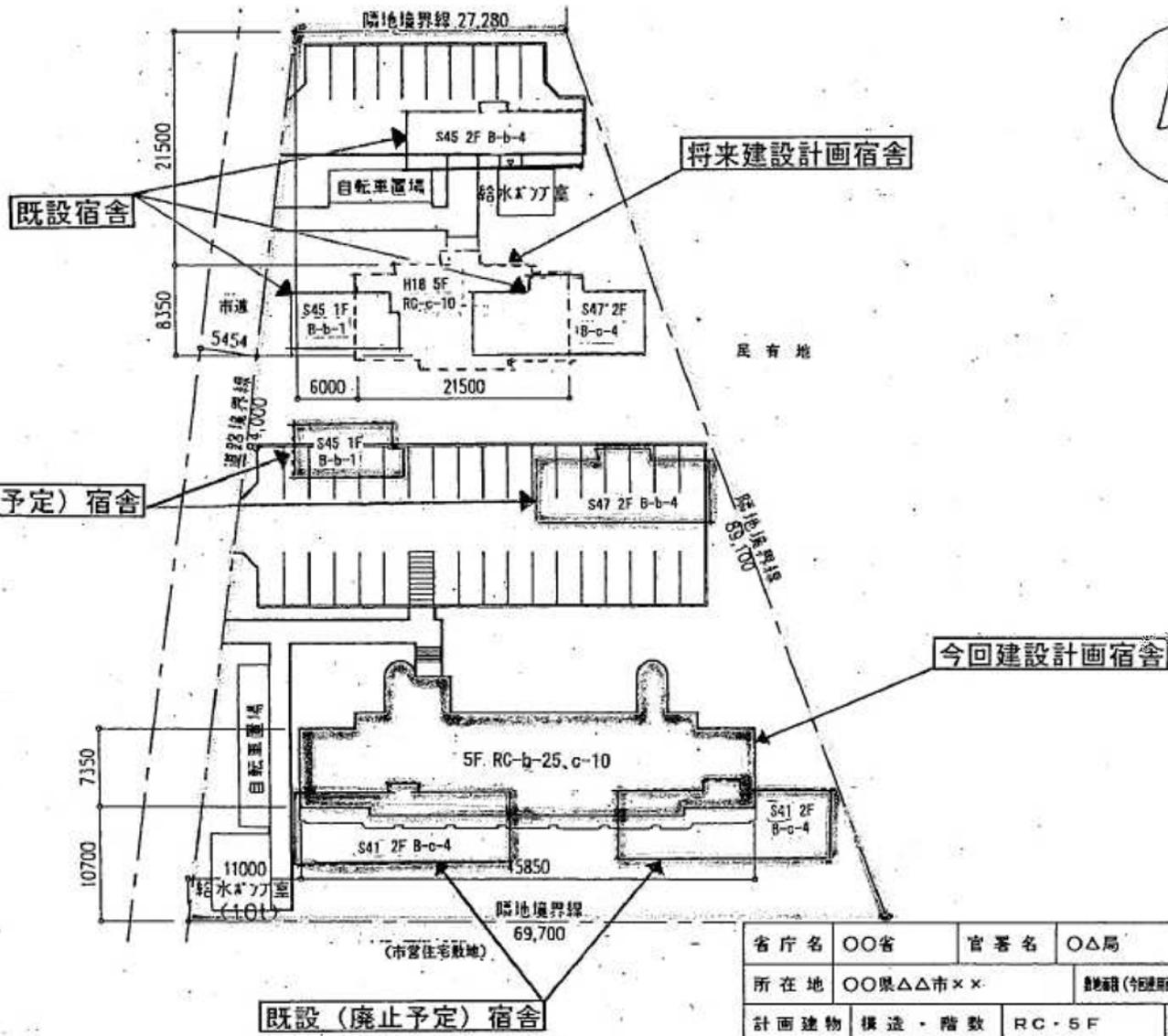
作 成 要 領

1. 方位、縮尺を記載すること。
2. 既設宿舎がある場合は、階数、構造、規格、戸数、建設年次を建物に記載すること。
3. 既設宿舎で、今回建設計画に伴い廃止する宿舎については、赤色の枠線で縁取りをすること。  
なお、単純廃止するものは、（単廃）と建物に記載すること。
4. 今回建設計画に伴い敷地の一部を用途廃止の上引継ぎ等を行う場合は敷地を区分し、処理計画を区分内に記載する。
5. 建築面積と延床面積については今回整備に係るものと全体建設計画に係るものを記載する。
6. 建ぺい率、容積率の実行については今回建設計画に係るものと全体建設計画に係るものを記載する。
7. 駐車場台数、整備率については今回整備に係るものと全体建設計画に係るものを記載する。
8. 宿舎敷地を緑色、建物を青色の枠線で縁取りをすること。
9. 今回建設計画建物には、階数、構造、規格、戸数を建物に記載すること。
10. 将来建設計画がある場合は建設予定年度、構造、階数、規格、戸数を建物に記載すること（点線で建物を図示する。）。
11. 建物平面図については後ろに極力添付すること。
12. 省庁別合築の場合、「省庁名」、「官署名」欄には、代表省庁等を「〇〇〇ほか」と記載する。

省庁名		官署名		宿舎名	
所在地	敷地面積（今回使用面積/全体使用面積）			m <sup>2</sup> /	m <sup>2</sup>
計画建物	構造・階数		建ぺい率（実行/法定）	%/ %	
	規格・戸数		容積率（実行/法定）	%/ %	
用途地域		宿舎戸数（整備前/整備後）	戸/ 戸	駐車場台数（整備前/整備後）	台/ 台

縮 尺 : \_\_\_\_\_

建物配置図



省庁名	〇〇省	官署名	〇△局	宿舍名	〇〇宿舍
所在地	〇〇県△△市××		敷地面積(今回建築面積/全棟建築面積)	〇〇㎡/△△△㎡	
計画建物	構造・階数	RC・5F	建ぺい率(実行/法定)	〇〇%/△△%	
	規格・戸数	b-25戸 c-10戸	容積率(実行/法定)	〇〇%/△△△%	
用途地域	第〇種〇〇〇〇地域	容積戸数(建築前/建築後)	〇〇F/△△F	駐車台数(建築前/建築後)	〇〇台/××台

縮尺 1:680